

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- (1) 早く祖国へ帰れという趣旨の記載をした表現
- (2) 日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除するという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）及び（2）に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記1（1）及び（2）の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社の日本法人Twitter Japan 株式会社へ削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和2年10月21日

5 その他

- (1) 上記1（1）及び（2）の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。